

新こまいぬ

ケガや損害賠償
事故を補償！

ペット事業者賠償責任保険
スタッフ傷害保険

施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険

傷害補償(標準型)特約・就業中のみ傷害危険補償(事業主・役員・従業員)
特約セット団体総合生活補償保険

この保険は、中央ケネル事業協同組合連合会を保険契約者とし、中央ケネル事業協同組合連合会の所属員を加入者とする団体契約です。

トリミング中にワンちゃんが台から飛び降りて骨折したら・・・スタッフがワンちゃんに咬まれたら・・・
ペットショップやトリミングサロンのちょっとした「危ない」に備えませんか？

ペット事業者賠償責任保険

管理下中の動物が通行人に咬みつくなど、施設の管理や業務上のミスにより第三者にケガをさせたり、第三者のものを壊したために法律上の損害賠償責任を負担した場合に、これによって生じる損害を補償します。

〔施設所有(管理)者賠償責任保険〕



▼オプション補償(受託者賠償責任保険)

お客様からお預かりしたペット(犬・猫のみ)を死亡・ケガさせて法律上の損害賠償責任を負担した場合に、これによって生じる損害を補償します。



- ※対象となる動物は犬および猫のみです。
- ※ペットの病気および逃亡に起因する賠償責任は補償対象外です。
- ※ドッグラン等の施設内で預かり中のペットを死亡・ケガさせた場合は補償対象外です。



スタッフ傷害保険

スタッフの業務遂行中の偶然な事故によるケガを補償します。

※病気の場合はお支払いの対象外となります。

※就業中のみを補償する特約がセットされていますので、職業または職務従事中(通勤途上を含みます)に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。〔傷害補償(標準型)特約・就業中のみ傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット団体総合生活補償保険〕

保険期間(ご契約期間)

※毎月1日を基準日に、保険期間始期以後の中途加入が可能です。

平成27年1月1日午後4時～平成28年1月1日午後4時

このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「新こまいぬパンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- < 保険契約者 > 中央ケネル事業協同組合連合会
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2丁目13-1 ノルン秋葉原ビル4階 TEL: 03-3254-3456
- < 取扱代理店 > アニコムフロンティア株式会社
〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル4F TEL: 03-6863-0057
- < 引受保険会社 > あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業1課
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL: 03-6734-9608